

平成27年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

民法

第1問と第2問の両方に答えなさい。なお、第1問と第2問は独立した問題です。

第1問（配点：60点）

次の【設例】を読んで、問1、問2に答えなさい。なお、問1と問2は独立した問題です。

【設例】

Mは、妻Fと不仲となり、M名義の甲建物とその敷地である乙土地の全部を財産分与として、Fに譲渡することを約束（以下「本件契約」という）し、その旨を記載した離婚協議書及び離婚届に署名捺印した。

問1

【設例】において、Mは、本件契約に際し、財産分与を受けるFに課税されることを心配していたが、Mに課税されることは話題にならず、離婚後に、Mが課税されることを初めて知った。

Mは、錯誤を主張して本件契約の効力を否定したい。錯誤を主張する場合に問題となる点について言及しながら論ぜよ。

問2

【設例】において、Gは、Mに対して、貸金債権を有している。MとFは、本件契約によって、Gへの弁済ができなくなることを認識していた。

Gは本件契約の効力を否定したい。判例によれば、どのような方法が認められるか。また、その方法による場合に問題となる点について論ぜよ。

第2問（配点：40点）

次の【設例】を読んで、問に答えなさい。

【設例】

Mは、Vから丙土地を賃借し、それを敷地として丁建物を所有していた。

Gは、Mに対する貸金債権を担保するために、丁建物に抵当権を設定していたが、抵当権が実行された結果、Dが丁建物を競落して、その所有権を取得した。

問

【設例】において、Vが、Dに対して、丁建物を収去し、丙土地を明け渡すように求めている。

判例によれば、Dは、丙土地を明け渡さなければならないか。Dの占有権原及びVの承諾について言及しながら論ぜよ。